

月例総会議事録

1 招集日時 平成30年12月12日（水）

2 開会日時及び場所

平成30年12月12日（水） 午後 1 時45分

防府市役所 1 号館 3 階 南北会議室

3 閉会日時 平成30年12月12日（水） 午後 2 時40分

4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1 番）石川 眞平 （2 番）池田 静枝 （3 番）中山 博祐 （4 番）宇多村史朗
（5 番）井元 均 （6 番）吉本 典正 （7 番）木原 伸二 （8 番）古谷 修造
（9 番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書 記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第63号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第64号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第65号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による協議について

報告第82号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第83号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第84号 農地法第 1 8 条第 1 項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第85号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第86号 農地法施行規則該当転用届について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

1 番 石川 眞平委員

2 番 池田 静枝委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただいまから 1 2 月の月例総会を開催いたします。

本日は、皆さん御出席でございます。会議規則第 6 条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

では、早速、会長に御挨拶いただいて、議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長 （挨拶）

本日の議事録署名委員さんは、1 番、石川委員さん、2 番の池田委員さんです。どうぞよろしく願います。

それでは、議案審議に入ります。

議案第 6 3 号、事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書 1 ページ、資料の 1 ページからになります。

議案第 6 3 号につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請が 2 件提出されており、2 件とも所有権の移転です。目的は、規模拡大が 2 件です。営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん説明をお願いします。

○8 番 8 番の古谷です。議案第 6 3 号の 1 は、———の農地を———が規模拡大のため購入したいとする所有権移転の申請でございます。

農地の現況確認を 1 2 月 6 日に実施いたしました。また、———、1 2 月 9 日に現地においてヒアリングをし、農機具等も併せて確認いたしました。それから、———には 1 0 日に電話にてヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告いたします。

この当該農地の場所は、お手元の資料の 1 ページに記載がありますが、———より東南の———の 5 0 m ぐらいのところにあります。農地の現況については、昨年までは耕作あるいは草刈り等、保全管理はされておりましたが、今年は特に管理はされていない状態でありました。

お聞きしますと、この畑は、6 年前までは———の御親戚の方が耕作されていたのですが、その方が亡くなられて、その後、御近所の方が引き継がれて耕作されたんですが、その方も 2 年前に亡くなられて、昨年は、今回の———が保全管理をされていたようでございます。

今年の秋の収穫作業が終わって、———から、今借りている田んぼからとれた新米を届けに行

った際に、——より、この当該農地についてどうしたらいいかということで、——がおられるそうですが、協議された結果、誰もいらないということになって、——も現在——で、今さら農業できないということで、——にただでいいからもらってくれないかというお話をされたそうです。——も、ただでもらうわけにはいかないということで、最終的にはお金を払って成立したようでございます。

なお、農機具関係については、この畑に隣接した場所の倉庫に保管されております。

それでは、3条の許可基準該当表に基づいて、この結果について御報告いたします。

農地法第3条第2項についてですが、1号の全部効率利用要件については、農機具等の所有状況や、——今年の12月から、お勤めをおやめになって、これからは農業に専念されるようで、今後は効率的に利用されるものと考えます。したがって、これの該当はいたしません。2号の農業生産法人要件については該当しません。3号の信託引き受けによる権利取得についても該当しません。4号の農作業常時従事要件については、1号で報告いたしましたが、——で農作業に専念されますので、該当しません。5号の下限面積については、現在、3町歩強耕作されており、下限面積はクリアしております。6号の農地等の転貸については、今回、所有権の移転申請ですので、該当しません。最後に、7号の地域との調和要件ですが、この地域の川ざらいについては、積極的に——参加しておられます。

このほかの要件等がありますけれども、特に支障は生じないと考えます。

なお、農地法第3条第3項の許可基準の1号、2号、3号及び農地法第3条第4項については、説明を省略いたします。

以上のことから、地元委員としては、この許可基準は全てクリアしており、特に問題ないと判断いたしますが、皆さんの御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。

それでは、私から質問させていただきます。

10ページ目に、報告第84号というのがあるんですが、ここの6番に、同じように——の農地、これ、合意解約なさっているんですけども、まず1点、こちらの———というか、———という、これと今回の———との関係。

○8番 これ、——です。

○藤井会長 ———なんですか。

○8番 ———というのは、今回の関係で。

○藤井会長 これは、———なんですか。

○8番 はい、———。———が、私らが農地をパトロールしても、いつもトラクター、コンバインに乗っているという。———は、12月10日までがお勤めで、それからは、退職されました。

○藤井会長 これで、84号の合意解約なされた田は、どうなるんですか。

○8番 これはちょっと、確認はしていないんですが、恐らく……。

○藤井会長 わざわざお買いになるような方が、片方では田んぼ作のをやめられるわけですよね。

○8番 やめられるというか、何かほかのことで使われる可能性があるかもわかりませんね。

○藤井会長 ———のほうか。

○8番 はい、———のほうか。解約というのは、私がやめるというより、むしろどちらからの意見もあると思うんです。だから、その辺は。

○藤井会長 その辺のところはまだわからないわけですね。

○8番 はい、確認しておりません。

○藤井会長 はい、わかりました。

ほかに何か御意見ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。63号の1番、承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番に関し承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さんの説明をお願いします。

○13番 鹿角です。議案第63号2番について説明します。

この案件は、———の農地を———に譲渡する、農地法第3条による所有権移転の許可申請です。

場所は、資料の3ページ、———より東へ約300mのところですか。

現地確認と———への聞き取りを12月7日に行いました。申請地の———の農地は、20年くらい前から———に預けて管理してもらって、———は、知人の方に貸していたということで、自分が年をとってきて、維持管理することはできないので、今、戻してもらっても大変困るということで、それで今回、———と———を———に譲渡の話をしたところ、今まで作っていたので、問題なく譲り受けていただく返事をもらったということでした。

譲受人の———には、12月9日に聞き取りをしました。このたび、———からの申

請地の譲渡の話を聞きました。申請地の————は、20年近く営農管理をしてきましたし、また、————も御無礼しますと言われました。また、これからも営農を続けていこうと思っていますし、自宅のすぐ東側に隣接していることもあり、特に問題ありませんので、————の申し出を受けることにしたということでした。

資料の4ページの農機具も、自宅の倉庫にありましたので、確認させてもらいました。

次に、農地法第3条2項各号について説明します。

農地法第3条の許可基準に照らし合わせると、農地法第3条2項第1号の全部効率要件につきましては、該当しないと判断しました。4号の農作業常時従事要件につきましては、該当しないと判断しました。5号の下限面積要件につきましては、満たしております。7号の地域との調和要件につきましては、なしと判断しました。

なお、農地法第3条2号、3号、6号及び第3条3項につきましては、該当していません。

以上により、地元委員としては第3条所有権移転の基準を満たしていると思いますが、皆さんの御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番は可決といたします。

続きまして、議案第64号です。事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書2ページ、資料は5ページからになります。

議案第64号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が4件提出されております。

転用目的は、太陽光発電設備、自治会広場、駐車場、建売住宅がそれぞれ1件ずつです。

受付番号1、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積1.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2、自治会広場です。農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号3、駐車場です。農地区分は、集団農地面積0.02haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号4、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積0.03haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。議案第64号の土地について説明します。

資料は5ページから10ページです。

議案第64号の1は、————、それから————、————、————、————、————、————の農地を————が譲り受けて太陽光発電施設を建設するために転用したいという申請です。

現地を12月6日に、宇多村小委員長と事務局と一緒に確認を行いました。

それから、————のヒアリングを12月7日に電話で行いました。代理人とも電話で話をしました。

各譲渡人ですが、12月6日から9日にかけて、電話及び訪問によりヒアリングを実施しております。

その結果について御報告いたします。

現地は、————から300m程度北へ行ったところです。————になります。資料5ページでご覧になったほうがわかりやすいと思いますが、道と川で囲まれた場所で、そこがほとんど全部ですが、ここは、水がため池で、————の裏側に————というのがあるんですが、そこから、その水系でここが最後のあたりになるので、水が長年来ないということで、相当部分が長い間耕作されておりません。この地域で水稻を作付されているのは————、————がただ一人作付されています。この方が、————の田んぼも作られていたんですが、仕事が忙しくてなかなか耕作できないということで、特に————、————に入っていられなかったので、一人で農作業されているようですので、もう縮小したいと考えていたところへこういう話があって、譲ることにされたようです。

その他7人ぐらいいらっしゃるんですが、その方は水稻は作っていられませんが、ほかの方が売らなければ一緒に売らないと、今言いましたように、水路はあるんですが、なかなか水が来ないので、あとの管理が大変ということでした。それで、一緒に売りたいという話になったようです。

————については、市内に2カ所施設があります。これ、————にありまして、今のところ管理がずっとされているように聞いています。

先月、64号の1のすぐ下の辺の田んぼが、先月太陽光発電で御審議いただいた土地で、これが、別会社ですけど、同じ————ということです。————に聞いたところによりますと、2年以内には発電を開始したいということでした。

現地は2種農地ですので、土地の代替がない場合は許可されるということで、ほかに土地を持ってないので、妥当だろうと思います。

それから、————にも確認済です。

それと、近隣の家、家が——、————というのがあるんですが、周り全部囲まれますので、必ず説明をしてほしいという話をしましたところ、既に話に行かれていまして、その前の————にも説明に行ったということでした。

それともう一点、7ページにわかりやすい図面があるんですが、————の家の前の田んぼ、これ残ります、ここだけは田んぼを作る予定ですので、この太陽光発電施設の中を水路が通る。これを確実に確保するようにというのも話しました。それは間違いなくやりますということでした。今、水路が一人でやって、大変な状況なんです、これ工事やれば、この中はきれいになるだろうと思いますので、雑草は逆に助かる部分もあると思います。

それから、この農地、家の前の農地に対する進入路についても、特に問題はありません。

それと、管理ですが、この規模の施設ですので、管理者が当然いる施設になりますので、そこも聞きましたら、下請けの会社がやるということですので、それは電気施設でございますけど、草の管理もしていただくということでした。まだ決まっていらないんですが、中の草は、砂利にするのか防草シートにするのかは今検討中ですが、確実に草を抑える何かはやりますということでした。説明は以上です。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○事務局 本案件ですが、先ほど、古谷委員さんからお話がありまして、1町歩以上の開発というか、転用案件については、防府土地改良区で理事会の承認が必要で、まだ、その理事会は承認されてないということですので、今回のこの審議は一旦取り下げさせていただいて、その理事会の承認を待って、再度審議させていただければと思います。よろしいですか。

○藤井会長 改良区の取り決めとは、どういう取り決めですか。

○8番 土地改良区ですか。こちらは農地法で出ていますけども、土地改良区は、土地改良区法の規定で進めると。農地法も、土地改良区のいわゆる理事会の承認がないとだめだと、確か謳ってあると思うんです。前回も1件あったんですよ。それについても、先送りしてもらっています。だから、農地法だけでは対応できないというのがありますので、必ず、通常の農地転用の場合は、はっきり土地改良区の理事長で同意書を出しておられますが、今回は、これは理事長だけではだめで、理事会をやって承認を得ないとだめということなんです。

○藤井会長 それは防府じゃなくて、土地改良法の中でこれの規定があるんですか。

○8番 そう、防府だけでやるんじゃないくて、土地改良区のほう、農地法と土地改良法というのは、恐らくどこかで抱き合わせしていると思うんです。だから、どっちが優先するかといったら、土地改良区で承認がないとだめなんですよ。だから、その辺を私も再度確認させてもらったのですけれども、間違いないと思います。

今、————なので、私が筆頭理事になっていますので、私のほうで理事会を開くんで

す。だから、今からでも、調整しないといけないので、すぐすぐというわけにいかないだろうと思います。

○藤井会長 この件に関して何か御意見ないですか。よろしいですか。

○11番 土地改良区自体、—————というのは、防府土地改良区の中にあるんですか。

○8番 そうです。

○1番 —————、気がつかなかったんでしょうか。

○8番 よくかわる人、長い人は覚えておられるけど、よくころころ作るものだからというので、とんでもないことを時々やられますので、私のほうで整理しています。

○1番 土地改良区に確認したら聞いていますということだったので。

○11番 そっちの土地改良法のでは、自治会の同意が要るようになっている。

○8番 いや、自治会はないと思います。だから、農業委員会……。 (発言する者あり) 理事です。

○11番 理事会ですね。聞き間違いです、すみません。

○藤井会長 では、この理事会の通知を待ってからということで審議させていただくということで、今回、この件は取り下げさせていただきます。

○8番 だから、私は別に反対しているわけじゃないんですよ。一つのステップを踏まないと、県へ出したとき、これはおかしいじゃないかということで、また必ずバックしてきますので、そこを言っているんです。

○藤井会長 今回のこの件は、保留ということにさせていただきます。よろしくお願いします。

続きまして2番、地元委員さんの意見ををお願いします。

○6番 6番の吉本です。それでは、議案が3ページの2です。

資料は、11ページからになります。

まず、この議案は、—————という地区があるんですが、ここの自治会の周囲に農地があったわけですが、以前からこの自治会館の周りに広場がないということで、ごみの収集とか駐車場とかでいろんなものを購入しようという計画はあったそうです。したがって、今回、—————という方と話がつきまして、また、自治会長さんとも話したんですが、一応資金もそろったということで、お話を聞きました。

場所が、—————があるんですが、この南西方向の300mぐらいです。12ページに申請地の真ん中に—————ありますね。あのぐらいの位置ですね。13ページにありますように、—————というのが、現在、—————の自治会館が建っております。緑の枠のところ、今回ということです。

現場調査は、12月の6日、9時40分から農業委員会の事務局の方と、田村職務代理とで行いました。

自治会長さんも、12月6日の6時半から、自宅で直接面談をして、お話をしましたので、この経過について報告をいたします。

公的な団体で購入するという件で、特に問題はないんですが、許可基準として、立地基準と一般基準で検討した結果、ほかの土地では目的を達成することができない場合は許可してよいということに該当すると思います。

それと、事業者、買い手の資力はあるかという条件もあるんですが、これも、預金残高の確認をさせてもらって、十分あるということでした。

広場ということで、資料の16ページですが、汚水とかは流れ出ないということで、特に問題はないと思います。

したがって、地元農業委員としては許可条件は全てクリアしていると判断いたしました。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 引き続き、6番、吉本です。それでは、64の3について説明をいたします。

資料は17ページからです。

これは、——の名義になっているのを、——という方が、議案書3ページの3にあるんですが、——が、——も大きくなられて、同居していらっしゃるの、宅地の続きに畑地があるんですが、ここに駐車場を作るという事案です。

場所は——で、——があるんですが、資料は、18ページがわかりやすいと思うんですけど、——というのがあるんですが、海岸道路がずっとあるんですが、あの少し北のほうです。

調査は12月6日の9時半から、農業委員会の2名の方と田村職務代理で行いました。——は、ちょうど——がおられたので、——と面談して、お話聞きましたので、その結果について報告をいたします。

一部問題があって、実は現場調査した結果、資料でいいますと、19ページに——と、緑で囲んでありますが、ここが畑という地目ですが、既に3分の2ぐらいコンクリートを張っておられました。いうならば無断転用ということになるんですが、実は、平成18年に、——、——が家を建てられた当時に、翌年にそこがずっと、

荒地地というか、車を置くのに手狭であったためです。そのときに、知らないで舗装してしまったということで、そのときに、———でしたけど、こういうことを無断でやると農地法違反です、始末書になりますということで、翌日に、———、ここの司法書士さんですが、これにも始末書が必要だということを確認いたしました。後日、農業委員会と確認した結果、始末書は提出されたことを確認いたしました。———の土地を貸借する形で駐車場にされるということで、特に——は過疎が進んでおりまして、同居することは非常にいいことですが、そういうことがありました。

あとは特に問題ないと判断いたしましたので、皆様方の御意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認していただける方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。議案第64号の4について報告いたします。

本議案は、———の所有の農地を———が取得しまして、現在、その隣を管理されているんですが、———が管理されているんですけど、土地は———が持っておられるということで、これを開発して建売住宅を2棟建てる、という議案になっております。

資料につきましては、23と24と25です。これに申請地が記載してあります。

それから、26と27ページには事業計画、28ページに被害防除計画が記載してありますので、これをご覧になってください。

それから、場所につきましては、———ですね、———、これはちょうど———があるんですけども、すぐその隣、古いほうのグラウンドの隣になります。

現地調査につきましては、12月の6日、10時より農業委員会より2名の方、第2小委員長の吉本さん、私の4名で行いました。

今回、この農地を売却されます———については12月の6日に電話でお話を聞いております。———によりまして、この農地は大分前に相続したというんですけど、いつ頃相続したかよくわからないと言われるんです。だから、相当前に相続されたんですが、一度も農地として活用したことがない、何の管理もしたことはないというようなことを言っておられました。また、今回、ちょうどこの話がいい具合に持ち上がったということで、快くこの建売住宅の件に応じたと言っておられました。

また、今回開発される———は何か———にあるんですか、———とは12月の5日に現地で、これを担当されておりました———2名と現地にてお話を聞いております。

この土地、今まで———が———の土地については相当前から———で管理を任されているということでしたが、なかなか買い手が付かなかったということです。

それから今回、開発することに決められたということは、特に———に土地を購入したい方が多いようなことを言っておられるんです。それで、この土地を開発して住宅を2棟建てて、建売住宅として販売していきたいと決められたということです。

あとは、28ページの被害防除計画につきましては、汚水の放流先が、我々が管理している農業用排水路になっているんですけど、現地で会ったときに、———と———には、水の流れる方向が違うんじゃないかということで、汚水の放流先については道路の側溝に流れると、防除計画を変えておきますよとは言っております。だから、汚水の放流先は3番の道路の側溝に修正していただきたいと思います。

報告は以上で終わりたいと思いますから、皆様の御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○藤井会長 説明終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。
〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決といたします。

続きまして、議案第65号と66号を一括上程させていただきたいと思います。事務局、お願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案第65号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書4ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第65号につきましては、平成30年12月26日公告予定の利用権設定の申請が7件提出されております。

農地の集積面積は、1万9,193㎡でございます。

内容としまして、7件中、使用貸借の設定が6件、賃貸借権の設定が1件、新規5件、再設定2件となっております。

それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え

えます。

続きまして、議案第66号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書6ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第66号につきましては、県で公告予定の利用権設定が3件になります。内容としまして、議案第65号の番号5から7番までについて、公社から貸付を行うものになります。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。特に地元委員さんで、何か説明があることがあれば、併せてよろしく申し上げます。どうぞ。

○11番 11番、石田です。—————の受けられるものですけど、貸し出すほうの—————からお話があったんですけど、管理料で反当たり1万円ぐらい払わないといけないということで、大体そんな感じなんですかね。また10年もお金払わないといけないから大変だと言っておられたので。前にも聞いたことがあるかもしれないんですけど、小作料は書くようになっているけど、管理料とか、マイナス何万円とか、把握できるなら書いたほうがいいのじゃないかなと思って。

○藤井会長 これは、—————……。

○11番 —————は、毎年2万4,000円払っていらっしゃいますね。

○藤井会長 これは、——の土地じゃないのでは。—————がまた誰からか借りていた土地。

○11番 いえ、——の土地。

○6番 地元なんですけど、特に個人対個人の契約の中身なので、どうしなさいというのはないんです。以前、2011年か何か、農業委員会が作った小作料とかいうのは、これ逆なんです。小作料払うというのが、反あたりいくらというのがあったんです。あれ以降変更されていないんですが、その後は逆転して、話を聞くと、もらうところともらわないところがあるという感じです。

内容的には、頼まれたらお金をもらうという。自分のほうから作らせてくれと言ったら、もらわないとかというようなのもあって、個人同士の利用権設定の中身ですから、特にそれは決まりじゃないです。

○11番 いや、決まりじゃないのは存じ上げているんですけど、ここに小作料って、これも個人同士のことですよね。だから、もらう人もいれば、逆に払う人もいるので、マイナスいくらとか書いたほうが、実態を把握しやすくていいんじゃないかと思うんですが。

○6番 どちらかというと、そんな時期に来ているんだなと思います。例えば、ここも耕作放棄地ですが、自分が耕作放棄地を管理すると、例えば年に3回ぐらい草を刈ってもらうとか鋤いてもらうとかあるじゃないですか。そしたら、もう6、7万円要る。1反だけでも、最低3万円も要るでしょう。それよりは、預けていたらいろいろと、ただだから、もしくはお願いするんだから、そうい

うのじゃないですかね。

○11番 確かに、—————なんかもそうられているんですよね。そういうところも増えてきているから、実態把握したほうが委員会としていいんじゃないかなと。じゃないと、小作料がいくらとかいう意味もないような気がするんです。まあ、いいです、問題提起なので、大丈夫です。

○藤井会長 今回の地域には、そういった流れがあるのはあるんでしょうね。私の認識では、今言った—————とか特定の譲受人によっては、そういうシステムをとっている人もいますので、それが全体の流れじゃないんでしょうけど、これからの流れはそういうふうにならざるを得ないのかもしれないけれども、それを提示するのはいかがなものかなと思うんですよね。また検討させてください。

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。では、議案第65号、66号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第65号、66号、承認いたします。

議案審議は以上です。あと、報告事項が82号から86号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いします。どうぞ。

○1番 1番、石川です。報告第84号、11ページ、10と、それから次のページ11、—————と—————、これは、先ほど保留になった案件で、—————が—————譲渡するために解約する。それから、—————、—————は当事者でありましたが、その2人の貸借の契約、2人とも認識しておられなかったんですが、その関係で解約です。

○藤井会長 ありがとうございます。今の説明、よろしいでしょうか。どうぞ。

○17番 82号の2ですが、転用目的、私、勉強不足で、園舎ちょっと意味が、7ページの下のところ。

○藤井会長 事務局、説明をお願いします。（発言する者あり）事務局、今の説明でよろしいですか、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議事は閉じたいと思います。

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月12日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員